

熊本県食の安全対策会議設置要綱

(目的)

第1条 県民の安心につながる総合的な食の安全安心対策を講じるため、熊本県食の安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生産から流通、消費に至る食の安全安心対策に関する基本的事項
- (2) 食の安全安心対策に関する庁内連携のあり方
- (3) その他食の安全安心対策を講じるために必要な事項

(組織)

第3条 対策会議は、別表1に定める職にある者をもって構成し、会長及び副会長を置く。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 副会長は、副知事をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、対策会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策会議)

第5条 対策会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、対策会議に協議事項に係る関係者の出席を求めることができる。

3 対策会議は、第2条の事項のうち、次に掲げる内容を協議する。

- (1) 食の安全安心確保に係る基本方針に関すること。
- (2) 食の安全安心確保に係る推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (3) その他重要な事項の決定に関すること。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置き、別表2に定める職にある者をもって構成し、代表幹事を置く。

2 代表幹事は、環境生活部長をもって充てる。

3 幹事会は、代表幹事が招集する。

4 幹事会は、推進計画の進行管理及び事業評価、食の安全安心対策に関する情報の収集及び分析並びに食の安全安心対策に関する施策の企画、調整等を行う。

6 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

7 幹事会に、個別の課題を検討するため専門部会を置くことができる。なお、専門部会に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局は、くらしの安全推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、熊本県牛海綿状脳症対策会議設置要綱（平成13年10月）、食品表示適正化連絡会議設置要項（平成14年2月）、熊本県無登録農薬緊急対策連絡会議設置要項（平成14年8月）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成16年10月7日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年1月5日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。（一部改正）

別表 1（第 3 条関係）

知事
副知事
知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
環境生活部長
商工労働部長
農林水産部長
教育長
警察本部長

別表 2（第 6 条関係）

知事公室		危機管理防災課長
企画振興部		企画課長
健康福祉部		健康危機管理課長 保健環境科学研究所長
	健康局	健康づくり推進課長 薬務衛生課長
環境生活部	県民生活局	くらしの安全推進課長 消費生活課長
商工労働部		産業技術センター次長
	食のみやこ推進局	販路拡大ビジネス課長
農林水産部		農林水産政策課長 農業研究センター次長 水産研究センター所長
	食のみやこ推進局	流通アグリビジネス課長
	生産経営局	農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長
	農村振興局	むらづくり課長
	森林局	林業振興課長
	水産局	水産振興課長
教育庁	県立学校教育局	体育保健課長
警察本部		生活安全部生活環境課長